

琉球大学学術リポジトリ

「国立沖縄青少年交流の家」との連携によるボランティア科目開設について

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学大学教育センター 公開日: 2018-07-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 天野, 智水, Amano, Tomomi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/41712

「国立沖縄青少年交流の家」との連携によるボランティア科目開設について

天野智水（大学教育センター）

1. はじめに

国立沖縄青少年交流の家（以下、青少年交流の家）の企画事業にボランティアとして参加した経験を、琉球大学共通教育科目の単位として認定するため、平成19年度よりボランティア体験科目（総合特別講義Ⅲ）が開設された。これは社会教育施設との連携による学修の単位認定という興味深い事例と思われることから、以下で報告する。

2. 青少年交流の家の活動

青少年交流の家では毎年企画事業として、青少年に関する複数の教育プログラムが企画・実施されており、平成18年度は1泊2日から最大で6泊7日のものまでを含む15の企画事業が計画されていた。これら企画事業で琉球大学の学生がボランティアとして参加してきたという現状があったことから、昨年（2006年）11月に、青少年交流の家所長より大学教育センター長宛に、「ボランティア活動単位化の検討」についての依頼がよせられた。すなわち、青少年交流の家の企画事業で「ボランティアとして活動する学生に対して、当該活動を科目単位として認めていただくために」、「ボランティア科目の設置をお願いしたい」というものであった。

この依頼とあわせて審議資料として、ボランティア科目の授業計画案および達成目標や授業方法を記載したシラバス案が送付されている。

さらに、青少年交流の家からの呼びかけにより、「県内大学・青少年交流の家連携促進会議」も開催され、各大学における「単位化」

の推進が図られた。

3. 科目開設

以上の経緯から琉球大学では関係諸委員会で審議を行い、上述の通り、ボランティアへの参加経験を単位として認定すべく、まずは試行的取組みとして平成19年度前期に共通教育科目として「総合特別講義Ⅲ」を開設することとなった。同科目は、「青少年交流の家の企画事業に通算30時間以上、ボランティアとして参加し、この経験についてレポートを作成する」ことが基本的な内容である。達成目標として、①ボランティア活動を実践することができる、②ボランティアの意義について説明することができる、③世代の異なる様々な人とコミュニケーションをはかることができる、④集団の中で協調性および指導性（リーダーシップ）を発揮できる、が設定された。成績評価はレポートにより琉球大学の担当教員が行う。

また、事前に受講希望者に対するオリエンテーションを実施し、受講手続きの説明のほか、参考文献の紹介などレポート作成指導を行ったところである。

4. 学社連携・融合の視点から

さて、本報告は大学と「社会教育施設との連携」に注目しているが、社会教育の領域では一般に定着している学社連携とは異なる学社融合という考えが提起されているという（国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター「社会教育主事のための社会教育特講」平成14年度研修用資料）。すなわち、「あくま

でも学校主導で社会教育施設がその施設利用によって協力するという連携にとどまらず、「学校教育と社会教育、あるいは学校と社会のそれぞれの機能がオーバーラップする部分の教育活動を、そのいずれかに属するとするのではなく両者が共有するものとしてとらえ、その融合部分が教育活動の新たな領域として考えられるような関係」が学社融合とされる（渋谷英章「学校教育と学社融合」『日本生涯教育学会年報 第17号』1996、23頁、27-28頁）。具体的には、社会教育側としては「社会教育職員が学社連携・融合の意義や必要性に対する理解を深め、学校教育で活用できる、例えば、社会教育施設における学習プログラムや教材を開発し提供すること」があげられる（清水英男「地域における生涯学習推進と学社融合」『日本生涯教育学会年報 第17号』1996、55頁）。

こうしてみると、シラバスの提案まで視野に入れた青少年交流の家からの働きかけは、学社融合というべき新たな関係構築を目指すものと思われる。

5. 大学教育の質的保証の観点から

一方、大学教育の質的保証という観点からは、大学以外の教育施設での学修成果を単位として認定することの是非が問われよう。大学設置基準第29条第1項では短期大学または高等専門学校専攻科における学修のほか、文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）について大学の履修とみなすことができると定められているが、社会教育施設での学修が大学の履修として当然に認められるものではない。

もとより、本ボランティア体験科目は琉球大学の授業科目として開設するもので、授業

時間数への換算や到達目標については青少年交流の家担当者との検討を経て大学が定め、成績評価も授業担当教員の責任において行うものである。さらに、ボランティア活動の視察や参加学生への聞き取り調査等による活動内容の検証、活動体験を振り返るためのレポート作成指導を予定している。

また、中央教育審議会等の答申でボランティア活動の単位認定が奨励され、実際にボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している大学も少なくない（平成17年度は275大学、文部科学省調べ）。

しかし、本科目では実際に学生がボランティアとして活動する場合は青少年交流の家であり、その内容は同施設職員の指導のもとにある。琉球大学側あるいは担当教員は、この活動のプラン作り、さらにはプロセスの段階に関わらなくてもよいのだろうか。

6. 青少年交流の家との連携の行方

単なる施設利用にとどまらない青少年交流の家との関係と、大学教育としての質を保証する責務。これを両立させる形とはどのようなものなのか。

ボランティア活動に関わるプラン作りや指導は青少年交流の家に任せるが、大学の担当教員は、ボランティア活動によって個々の学生が得た成果を検証・評価し、その結果によって単位認定の可否を厳密に決定する。第一に考えられるのはこのような形態であり、本科目はこれにより開設が認められている。

あるいは、第二に、さらに大学側が踏み込んで、青少年交流の家が行う上記プラン作り等に加わることも考えられよう。まさに、大学と青少年交流の家とが「オーバーラップする部分の教育活動」を「共有する」形である。

しかし、後者の実現は容易ではなかろう。新たな教育プログラムに参画する大学側担当教員の負担もさることながら、教員を受け入れる必然性が青少年交流の家側にあるわけではなく、むしろ余計な干渉として嫌われることも考えられる。

連携あるいは融合の行方は現在のところ定かではないが、この関係を構築し、維持していくためには、互いを理解することから始めていかなければならないだろう¹。

¹ そもそも青少年交流の家の使命は、企画事業として実施するプログラムの提供や、施設利用者に対する研修活動支援を通じて青少年を育成することにある。青少年交流の家、あるいはその全体組織である国立青少年教育振興機構にとって、ボランティアとして参加する学生に対する教育は副次的な機能以上のものと捉えられているかどうか定かではない。この点からしても、異なる機関間の関係構築には、まず情報交換をしっかりと必要があると思われるのである。